

○島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成18年7月14日

島根県条例第42号

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例をここに公布する。

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

目次

第1章 総則（第1条—第13条）

第2章 県民等による自主的な活動の推進（第14条）

第3章 子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保等

第1節 子どもの安全の確保等（第15条—第17条）

第2節 高齢者、障害者、女性等の安全の確保（第18条・第19条）

第4章 道路、住宅等における防犯への配慮（第20条・第21条）

第5章 事業活動における防犯への配慮（第22条—第24条）

第6章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、地域活動団体（自治会その他の地域的な共同活動を行うための団体をいう。以下同じ。）及び事業者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動、県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪の防止のために必要な取組をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全安心まちづくり」という。）は、自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守るという意識の下に、県民等による自主的な活動を基本としなければならない。

- 2 安全安心まちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担の下、相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。
- 3 安全安心まちづくりは、犯罪による被害を受けやすい子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保に特に配慮して推進されなければならない。
- 4 安全安心まちづくりは、基本的人権に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全安心まちづくりに関する施策を策定し、及びこれを推進するものとする。

- 2 県は、安全安心まちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、市町村及び県民等と連携を図るものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、自らの安全の確保に努めるとともに、地域における安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 県民は、県が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

第6条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じた自主的な活動への取組及びその地域における連携を推進するよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、県が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、安全安心まちづくりに関する理解を深めるとともに、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動について、犯罪の防止に努めるものとする。

- 2 事業者は、県が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 県は、安全安心まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

- 2 県は、市町村の安全安心まちづくりに関する主体的な取組を尊重するとともに、市町村が安全安心まちづくりの取組を実施するときは、その求めに応じて、情報の提供、技術的

な助言その他必要な協力を行うものとする。

(推進体制の整備)

第9条 県は、安全安心まちづくりを推進するため、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

(基本計画の策定等)

第10条 県は、安全安心まちづくりに関する施策の総合的な推進を図るため、その基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 安全安心まちづくりに関する施策の基本的方向

(2) 次に掲げる安全安心まちづくりに関する施策

ア 県民等による自主的な活動を推進するために必要な施策

イ 子ども、高齢者、障害者、女性等の安全を確保するために必要な施策

ウ 道路、住宅等における防犯について配慮するために必要な施策

エ 事業活動における防犯について配慮するために必要な施策

オ その他安全安心まちづくりに関し必要な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、安全安心まちづくりの推進に関し必要な事項

3 県は、基本計画を策定するに当たっては、市町村及び県民等の意見を反映させるものとする。

4 県は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(令4条例46・一部改正)

(広報及び啓発)

第11条 県は、安全安心まちづくりに関する県民等の理解を深めるとともに、その活動への県民等の参加を促進するために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間)

第12条 県は、安全安心まちづくりについて、広く県民等の関心を高め、及び理解を深めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間を設ける。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間は、10月11日から同月20日までとする。

(調査及び研究)

第13条 県は、安全安心まちづくりに関する施策の推進を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

## 第2章 県民等による自主的な活動の推進

第14条 県民は、相互に連携し、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理その他安全安心まちづくりに関する自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、地域の特性に応じて、次に掲げる活動その他安全安心まちづくりに関する自主的な活動に取り組むよう努めるものとする。

(1) 安全安心まちづくりに関する企画及び活動への参画の推進

(2) 防犯に関する意識の啓発、情報の提供並びに知識及び技術の普及

3 事業者は、従業員に対する防犯に関する教育、建物、車両等の適正な管理その他の安全安心まちづくりに関する活動に取り組むよう努めるものとする。

4 県は、県民等が行う安全安心まちづくりのための自主的な活動が、広範な担い手により行われるようにするため、県民等に対し、その活動に関する情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

## 第3章 子ども、高齢者、障害者、女性等の安全の確保等

### 第1節 子どもの安全の確保等

(学校等及び通学路等に関する指針の策定)

第15条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、子どもの安全を確保するため、学校、児童福祉施設その他これらに類するもの（以下「学校等」という。）及び子どもが通学又は通園の際に利用する道路、広場等（以下「通学路等」という。）に関する指針を定めるものとする。

(学校等における子どもの安全の確保等)

第16条 学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校設置者等」という。）は、前条の指針に基づき、当該学校等の施設内及び通学路等において、子どもの安全の確保に努めるものとする。

2 学校設置者等は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、保護者及び犯罪の防止のための自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、子どもの安全の確保に係る対策を推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

3 県民は、子どもが犯罪による被害を受け、又は被害を受けるおそれがあると認めるときは、警察への通報、避難誘導等を行うものとする。

(子どもの安全の確保等のための施策)

第17条 県は、学校等、市町村、家庭及び地域活動団体と連携して、子どもが犯罪による

被害を受けないよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、子どもの健全な育成を図るために、学校等、市町村、家庭及び地域活動団体と連携して、犯罪による被害を受けないようにするための教育及び犯罪を起こさないための教育を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

#### 第2節 高齢者、障害者、女性等の安全の確保

(高齢者、障害者、女性等の安全の確保)

第18条 県は、市町村及び県民等と連携して、高齢者、障害者、女性その他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害を受けないよう必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者等の安全の確保)

第19条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者その他本県に滞在する者の安全を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 道路、住宅等における防犯への配慮

(犯罪防止に配慮した道路等の指針の策定等)

第20条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

- 2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

- 3 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及に努めるものとする。

(犯罪防止に配慮した住宅の指針の策定等)

第21条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

- 2 住宅を建築しようとする者又は住宅を所有し、若しくは管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅の構造、設備等について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

- 3 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

#### 第5章 事業活動における防犯への配慮

(犯罪防止に配慮した店舗等の指針の策定等)

第22条 知事及び公安委員会は、共同して、銀行その他の金融機関、深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において営業する施設及び大規模小売店舗のうち公安委員会規則で定めるもの（以下「店舗等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

- 2 店舗等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該店舗等の構造、設備等

について犯罪の防止に配慮するよう努めるものとする。

- 3 県は、店舗等を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等に関する情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した自動車等の普及)

第23条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造又は装置を有する自動車等並びに犯罪を防止するための装置及び用具の普及に努めるものとする。

(犯罪防止に配慮した自動販売機の普及等)

第24条 自動販売機の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造又は装置を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

- 2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機について犯罪を防止するよう努めるものとする。

## 第6章 雑則

(令4条例46・旧第7章繰上)

(指針の公表)

第25条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第15条、第20条第1項、第21条第1項及び第22条第1項に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(令4条例46・旧第26条繰上)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年条例第46号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。